

## 王符の封侯観

### ——『潜夫論』三式篇と『白虎通』における記述の関連を中心として

長谷川 隆 一

#### 一、はじめに

後漢中期に生きた王符が著した『潜夫論』<sup>①</sup>は、現実政治を厳しく批判した書物として高名である。思想内容については、すでに多くの研究成果がある。<sup>②</sup>筆者は前稿において、王符の批判の矛先は「鄧騭専権」状態にあった安帝期が主であることを指摘した。<sup>③</sup>当然、すべての批判が直接それに繋がるわけではないが、ほぼ繋がっていると思われる。これを踏まえ、本稿で検討したいのは『潜夫論』三式篇に展開される一連の批判である。その大要としては敘録に、「先王世を御するに、威徳を兼秉し、賞するに建侯有り、罰するに刑渥有り。賞重く禁嚴なれば、臣乃ち職を敬む。將に太平を修めんとするに、必ず此の法に循ふ。故に三式第十七を敘す」とある通りであるが、王符は封侯（建侯）という問題について抽象的な批判をしているわけではなく、諸侯封建・審査の本来のあり方と現在の諸侯に対する具体的な方策を提言している。そして、その本来のあり方である「考績黜刺九錫三削の義」が、『白虎通』攷黜篇の記述を

引き受けたものであると思われる。本稿は、以上の事実を手掛かりに、まず三式篇の「一式」・「二式」の内容を確認し、『白虎通』との関わりについて明らかにした上で、最後に批判の対象者である鄧氏一族の封侯の状況が王符の言う「祖考の位を食む列侯」・「白馬の盟から外れた外戚の封建」に一致することを証明していく。

#### 二、三式篇における「一式」・「二式」と『白虎通』

##### 二一「一式」

まずは、具体的に批判の要点・論理を確認したい。

高祖漢を定むるや、群臣と約すらく、「劉氏に非ざれば王たるを得ず、武功有るに非ざれば侯たるを得ず」と。孝文皇帝始めて外祖を封じ、因りて典式と為り、之を行ふこと今に至る。孝武皇帝丞相に封爵し、以て有徳を褒む。後に亦た之を承くるも、建武乃ち絶つ（三式篇）<sup>④</sup>。

元來劉邦のいわゆる「白馬の盟」により、劉氏でなければ王となれず、武功がなければ列侯になることはできなかった。しかし、文帝が外祖（母の父）を封じたことからこれは規範となり、今に至るまで行われている。対して、武帝は丞相に封爵して、徳あるものを褒め称えたが、この風は建武には絶たれたとある。少なくとも王符のみた世界では、外戚の封建は文帝期から継続して行われ、武帝から始まった丞相への封爵は、光武帝期に廃止された。これらの歴史的事実については、『史記』卷四十九 外戚世家 薄太后に、「是に於て乃ち薄の父を追尊して靈文侯と為す（於是乃追尊薄父為靈文侯）」とあり、『漢書』卷五十八 公孫弘伝に、「是れより先、漢常に列侯を以て丞相と為すも、唯だ弘 爵無ければ、上是に於て詔を下して曰く、……其れ高成の平津郷戸六百五十を以て丞相弘を封じて平津侯と為せと。其の後以て故事と為り、丞相の封ぜらるるに至りては、弘より始むるなり。」とあり、後漢ではそもそも丞相が採用されなかったことが証明している。これは三式篇の第一段であり、彼の問題意識が表れているところでもある。すなわち、彼が問題と感じているのは、①白馬の盟から外れた外戚の封建、②有徳を褒めるために行われた丞相封建の停止の二つである（ただし後漢に入ってから丞相は廃止されたため、王符が有徳を褒める対象にするのは三公になっている）。以下これを踏まえた上で三式篇の記述をみていこう。

易に曰く、「鼎足を折り、公の鉢を覆す、其の刑 渥たり。凶なり」と。此れ公 任に勝へざれば、則ち渥刑有るを言ふなり。①是の故に三公は三載の後<sup>⑤</sup>に在り、宜しく考績黜刺を明らかにし、其の材を簡練すべし。②其れ稷・契・伯夷・申伯・仲山甫の致

治の效有る者、封ずるに列侯を以てし、南土八蛮の賜を受けしむ。③其れ尸祿素餐にして、進治の效無く、忠善の言無き者は、渥刑に従らしむ。是れ則ち所謂 徳を明らかにして罰を慎みて能否を簡練するの術なり。誠に此の如ければ、則ち三公 其の職を競思して百寮 急ぎて其の忠を竭くす。（三式篇）<sup>⑥</sup>。

①三公は三年の後に「考績黜刺」を明らかにして、その才を扱ふべきであるといい、②稷・契・伯夷・申伯・仲山甫のような「政治の效」があれば、列侯に封じ、「南土八蛮」の賜物を授けるといふ。しかし③にあるように、尸祿素餐（ろくぬすびと）のような者は、渥刑（大刑）に処すべきであるとする。

①・②・③を合わせて考えれば、「一式」についての王符の主張が理解できよう。すなわち、三公に対して「考績黜刺」を明らかにし、（前漢では丞相であったが）武帝がそうしたように功績があれば、稷・契のように封爵し、なければ大刑に処すと。これが「一式」である。

## 二二「一式」

「一式」は、主として諸侯の分封について述べられる。以下、記述を見ていこう。

先王の制、継体して諸侯を立つるは、以て賢に象ればなり。①子孫は旧徳を食むの義有りと雖も、然れども封疆に国を立つるは、諸侯の為にせず、官を張り吏を置くは、大夫の為にせず。②必ず民に功有れば、乃ち位を保つを得、故に考績黜刺九錫三削の義有り。詩に云ふ、「彼の君子、素餐ならず」と。此れ由り之を觀れば、未だ以て無功にして祿せらるるを得る者有らざ

るなり。③当今の列侯、率ね皆先人の爵を襲ぎ、祖考の位に因るも、其の身漢に功無く、民に徳無く、国を専らにして南面し、臥して重禄を食み、下は百姓を殫くし、富は国家を有つ。此れ素餐の甚しき者なり。孝武皇帝 其の此の如きを患ひ、乃ち耐金を令して以て之を黜するも、而れども益と怨多し（三式篇）。

これによれば、①諸侯の子孫は（祖先の）旧徳を食む道理はあるが、国境に国を建てるのは諸侯のためではなく、官を設けて吏置くのは大夫のためではなく、②（諸侯もしくは大夫となるもの）は、万民に功績があればその位を保持することができ、ゆえに「考績黜刺九錫三削の義」が存在するという。ここで重要なのは、「考績黜刺九錫三削の義」である。これこそ『白虎通』と『潜夫論』の一致する点である。「考績黜刺」は功績を審査し、不適格であれば削ることを指し、「九錫三削」は適格であれば適切な九錫を与え、不適格であれば三たび爵士を削ることを言う。詳細な検討は後にするので、ここでは諸侯の功績を審査する義が「考績黜刺九錫三削の義」であることを指摘するにとどめたい。この段までに述べられるのは、王符が想定する諸侯のあり方の理想形であるが、現実がそうなっていないからこそ王符は批判を行う。すなわち、③によれば、今の列侯は、大体みな先人の爵位を継承し、祖先の位により（位に）いるが、その身は漢に功績が無く、民に徳がなく、国を占有して南面し、寝ながら重禄を食み、下は万民を尽くし、富は国家を保つほどであるという。王符の眼前に存在する諸侯たちのあり方はこのようであり、彼はそれを「素餐の甚しき者」、つまり功績

もないのに勞せずして禄を食む者と断じている。

このような列侯を除く策として、王符は次のような案を提示する。

①今列侯 年并より以来、宜しく皆試みに長吏墨綬より以上に補し、関内侯は黄綬に補し、以て其の志を信べ、以て其の能を旌すべし。②其れ韓侯・邵虎の徳有り、上に天子に功有り、下に百姓に益有れば、則ち稍く位を遷し土を益して、以て有徳を彰かにす。③其れ姦を懐き悪を蔵し尤も無状なる者、土を削り国を奪ひて、以て好悪を明かにす（三式篇）。

①によれば、列侯で三十歳以上の者は、試しに長吏墨綬以上につけ、関内侯は黄綬をつけて、その意思を明白に示し、その能力を表明させるべきであるという。墨綬は県の令長級の官を指し、黄綬は県丞級の官を指す。王符は列侯（関内侯）に対し、まずこれらの官職につかせ、功績を出させようという一種の諸侯改革案を述べているのである。そして、②によれば韓侯・邵虎のような徳があり、上には天子に功績があり、下には万民に益があれば、次第に位を移し土を益して、（そのような手順を踏むことにより）有徳であることを明らかにするのだといい、③には姦邪の心を懐き、邪悪を身に隠し、特に無状である者は、土を削り国を奪い（そのような手順を踏むことにより）好悪を明らかにするのだという。①で諸侯に対する改革案を述べ、②と③で良い場合と悪い場合について言及している。もちろん彼の言う改革案が採用された形跡は史書に全く見られないわけであるが、彼が如何に素餐な諸侯に対して怒りを抱いていたか理解できよう。

最後に、「二式」までの総論と思しき叙述について確認する。

①是れ誠マコトに三公を封じて以て積徳を旌し、列侯を試して以て素餐を除けば、上は建侯の義に合ひ、下は黜刺の法に合ふ。賢材をば職に任ずれば、則ち上下 福を蒙り、素餐 国を委つれば、位に凶人無し。誠に此の如くんば、則ち諸侯 必ず内に制の行はるるを思ひて国を助く。②今は則ち然らず、功有るも賞せず、徳無きも削らず、甚だ善を勧め悪を懲らしめ、忠賢を誘進し、移風易俗の法術に非ざるなり（三式篇）。

①によれば、ためしに三公を封じて徳を積んでいるものを表明し、列侯を試して素餐なものを排除すれば、上には「建侯の義」に合致し、下には「黜刺の法」に適合するという。すなわち有徳者が就いているであろう三公を封建し、既に列侯の位にあるものはそれを試しに官につけるといふことをすれば、「建侯の義」・「黜刺の法」に合うというのである。しかし現実には②にあるようにそのようになつてはいない。功績があつても賞せず、徳が無くても領地を削らないという状態なのである。それを王符は、とても善を勧め悪を懲らしめ、忠賢を誘い進め、「移風易俗（を行う）の法術」とは到底言えないと断じる。

以上、「一式」・「二式」の内容についてみてきた。述べられていたことは要するに、三公はその位についている以上、それは積徳の現れであるために封建されるべきであるが、もとより祖先の位を継いで列侯であるものは、そのまま列侯であるべきでない。もし「考績黜刺九錫三削の義」に沿うのであれば、試して官につけ、能力を

証明させねばならないということである。

さて、次項ではまず『白虎通』における封侯観を確認した上で、王符の言う諸侯審査の義である「考績黜刺九錫三削の義」の具体的内容について検討していく。

### 二一三『白虎通』

『白虎通』に記される諸侯については、封公侯篇に次のようにある。

王者は三公・九卿・二十七大夫を主り、以て教道して幽隱を照らすに足るも、必ず復た諸侯を封ずるは何ぞ。民を重んずるの至りなればなり。善悪 比して知り易く、①賢を扱ひて之を封じ、其の民を治めて、以て其の徳を著はし、其の才を極めしむ。②上は以て天子を尊び、蕃輔に備へ、下は以て百姓を子養し、其の道を施行す。③賢者の路を開き、謙して自ら専らにせず、故に土を列ちて賢を封じ、因りて之に象るは、賢に象りて民を重んずればなり（封公侯篇）。

これによれば、①諸侯を封建する際には、賢者を精選してこれを封建し、民を治め、その徳を表わし、その才能を尽くさせる。②さすれば諸侯は、上は天子を尊崇し、藩屏となり、下は万民を養い、その道を行う。③賢者の路を開き、謙讓して自ら（その權威を）専らにしない、ために土を分かちて賢者を封建し、よってこれにのつとるのは、賢者にのつとつて民を重んずるからであるという。この段では、諸侯を封建することの意味が論じられている。諸侯となるものは、「賢者」であることを重視するが、それは王符の思想に通じ、

密接に関わるものである。<sup>15)</sup> また、後段には次のように言う。

王者即位し、先づ賢者を封ずるは、民の急を憂へばなり。①故に土を列ち疆を為るは諸侯の為に非ず、官を張り府を設くるは卿大夫の為に非ず、皆民の為なり。易に曰く、「建侯に利し」と。此れ言ふところは利しとする所に因るが故に之を立つ。……②天下太平にして乃ち親属を封じ、不私を示すなり。即ち不私にして之を封ずるは何ぞ。普天の下、王土に非ざるは莫く、率土の賓、王臣に非ざるは莫し。海内の衆已に尽く之を使ふを得るも、親属をして短足の居無からしむるに忍びず、一に之を封ぜしむるは、親親の義なればなり。以て尚書に康叔を封ずるは、平安に抛ればなり。王者始めて起り、諸父昆弟を封じ、己と財を共にするの義を示す、故に以て土を共にす可きなり。一説に諸父 諸侯に封ぜらるるを得ざるは、功有り、賢に象りて以て民の為とするを厚くすればなり。賢者の子孫類ね賢多ければなり（封公侯篇<sup>16)</sup>）。

重要なのは、①の文である。これは先に『潜夫論』三式篇にあった「国境に国を建てるのは諸侯のためではなく、官を設けて吏置くのは大夫のためにはない」に即応する箇所である。『白虎通』によれば、これらはすべて、民のためであるという。そして、②によれば、親族を封建し、不私を示すという。この記述は、「親親」たる親族すなわち外戚の封建を正当化していることである。ことは言を俟たないだろう。<sup>15)</sup>

ここまで、『白虎通』封公侯篇の要点を見てきた。『白虎通』は、

諸侯には賢者を封建し、諸侯とするのは民の為であるとする。また、親族を封建し、天下に不私を示すのだという。当然のごとく、王符が「旧徳を食むの義」と述べるように、諸侯には爵を伝位する権利が『白虎通』でも承認されている。<sup>16)</sup> ただしそれには条件があり、王符はそれを「考績黜刺九錫三削の義」としていた。以下、『白虎通』における「考績黜刺九錫三削の義」と合致する記述をみていく。

①「考績黜刺」諸侯 考黜せらるる所以は何ぞ。王者 賢を勉まし悪を抑ふる所以にして、民を重んずるの至りなればなり。『尚書』に曰く、「三載考績、三考黜陟」と（攷黜篇<sup>17)</sup>）。

②「考績黜刺」三歳に一たび考績する所以は何ぞや。三年に成有り、故に是に于て有功を賞し、不肖を黜す。『尚書』に曰く、「三載考績、三考黜陟」と。何を以て始めに考して輒ち之を黜するを知るか。『尚書』に曰く、「三年に一たび考し、少なければ黜するに地を以てす」と。『書』に三考黜陟を言ふ所以の者、爵土 異なるを謂ふなり。小国之を考して功有らば、土を増し爵を進め、後に考して功無くんば削黜し、後に考して功有らば、上して之に賜ふ。五十里 五賜に過ぎずして爵土を進め、七十里 七賜に過ぎずして爵土を進む。能に小大有り、行に進退有るなり（攷黜篇<sup>18)</sup>）。

③「九錫」礼説の九錫、車馬・衣服・楽則・朱戸・納陛・虎賁・鉄鉞・弓矢・秬鬯、皆 其の徳に随ひ、行して次づ可し。能く民を安んずる者に車馬を賜ひ、能く民を富ます者に衣服を賜ひ、能く民を和する者に楽則を賜ひ、民 衆多なる者に朱戸を賜ひ、能く善を進むる者に納陛を賜ひ、能く悪を退くる者に虎賁を賜ひ、能く有罪を誅する者に鉄鉞を賜ひ、能く不義を征する者に弓矢を賜ひ、孝道 備は

る者に鉅鬯を賜ひ、先後と施行の次と自ら相 逾るざるを以て、相本末の然りと為す。民を安んじ然る後に富 足り、富 足りて後に樂、樂にして後に衆く、乃ち賢多く、賢多くして乃ち能く善を進め、善を進めて乃ち能く悪を退け、悪を退けて乃ち能く刑を断ず。内に能く己を正し、外に能く人を正し、内外 備を行ひ、孝道 乃ち生ず。能く民を安んず、故に車馬を賜ひて、以て其の功德を著はし、其の身を安んず。能く人をして衣食を富足せしめ、倉廩 実つ、故に衣服を賜ひて、以て其の体を彰はす。能く民をして樂に和せしむ、故に之に樂則を賜ひて、以て其の先に事ふるなり。『礼』に曰く、「夫れ樂を賜ふ者、時の王の樂を以て其の宗廟に事ふるを得るなり」と（攷黜篇<sup>19</sup>）。

④「三削」百里の侯、一たび削りて七十里侯と為し、再たび削りて七十里伯と為し、三たび削りて寄公と為す。七十里伯、一たび削りて五十里伯と為し、二たび削りて五十里子と為し、三たび削りて地 尽く。五十里子、一たび削りて三十里子と為し、再たび削りて三十里男と為し、三たび削りて地 尽く。五十里男、一たび削りて三十里男と為し、再たび削りて三十里附庸と為し、三たび削りて爵 尽く。三削に至る所以は何ぞや。礼 三に成り、三にして改めず、反すと雖も益無きなり。『尚書』に曰く、「三考黜陟」と（攷黜篇<sup>20</sup>）。

これを見れば明らかであるが、①から④の内容は、王符が述べた「考績黜刺九錫三削の義」に合致している。「考績黜刺」には、三年に一回考劾し、爵土を進めたり削つたりすることを述べ、「九錫」には、九錫賜与の規定が記され、「三削」には、実際にどのような爵土が削られていくのかを述べている。これらは攷黜篇の一篇にま

とめられており、当然のごとく内容が緊密に相互連関するからそうなっているのである。また、『潜夫論箋』は『白虎通』の当該箇所を注に引いている。『潜夫論箋』を撰した汪継培も気づいていたのである、この箇所は明確に『白虎通』攷黜篇の記述を参考にしていると。すなわち、王符が述べた「考績黜刺九錫三削の義」は、すでに『白虎通』に備わっていたものであった。また、上に述べた「韓侯・邵虎の徳があり、上には天子に功績があり、下には万民に益があれば、次第に位を移し土を益して、（そのような手順を踏むことにより）有徳であることを明らかにするのである」という記述に対しては、以下の記述が即応する。

受命の王、太平を致すの主、羣臣の上下の功を羨みし、故に尽く之を封ず。中興征伐に及び、大功 皆 封せらるるは、大功を褒むる所以なり。盛徳の士も亦た之を封ずるは、徳有るを尊ぶ所以なり。徳を以て封ずるに、必ず之を試して附庸と為すこと三年にして、功有れば、因りて之を五十里に封ず。元士にして功有る者、亦た附庸と為し、其の位を世々にす。大夫 功 成る有れば五十里に封ず。卿 功 成れば七十里に封ず。公 功 成れば百里に封ず。士に功徳有れば、遷して大夫と為す。大夫に功徳有れば、遷して卿と為す。卿に功徳有れば、遷して公と為す。故に爵は有徳を主り、封は有功を主るなり（攷黜篇<sup>21</sup>）。

このように、『白虎通』攷黜篇における記述は、『潜夫論』三式篇と一致している箇所が多い。これをみれば、王符がかくあるべしと捉えていた本来の道理は『白虎通』に備わっていたとみてよいのだら

う。王符は、『白虎通』における「考績黜刺」・「九錫」・「三削」に関する記述を「考績黜刺九錫三削の義」とまとめているのである。ただし、三式篇の篇頭で述べていたように王符は、「白馬の盟から外れた外戚の封建」を批判の力点に据えていた。しかし、『白虎通』は「天下太平にして乃ち親屬を封じ、不私を示すなり」というように、外戚の封建を承認している。ゆえに、『白虎通』の記述すべてを金科玉条として扱い、奉じているわけではないことが分かる。むしろ、記述内容を引き受けた上で現実になぞらない部分の批判を行っているわけで、その点でいえば『白虎通』と王符『潜夫論』の内容的関連も指摘できると思われる。もちろん王符が確実に『白虎通』を閲覧し、三式篇を著したと証明することは叶わないわけであるが、『白虎通』がそれまでの後漢儒教における一般的な解釈を集めて皇帝臨席のもと欽定された書物であることを考えれば、その可能性は高い。

後漢の思想家たちが『白虎通』を受容していくさまを仮に『白虎通』受容史」とし、それにおいて王符の役割は如何ほどのものだったという点について考えてみたい。後漢時代における『白虎通』受容史については、すでに池田秀三が、「許慎『五經異義』や応劭『風俗通』、蔡邕『独断』らはいずれも一見、『白虎通』を無みするようでありながら、実は根本的にその影響下にあるのである。ことはこの三書に止まらない。後漢全ての学者に当てはまるというのも、決して過言ではない。個々の学者の学説を詳細に比較すれば、その間の相違は極めて多い——そしてその違いを考究することが後漢思想史研究なのだ」と私は信じている——と見解を述べている。②③氏の意見を踏まえて考えると、王符も他の思想家と同様に『白虎通』

の支配下にあったが、許慎らとは異なり、決してそれを無みしたりはしていない。むしろ先にも述べたように、『白虎通』の内容を大きく引き受けつつも、批判すべき点があれば批判を加えるという極めて健全な姿勢を取っている。『白虎通』を金科玉条とするわけでもなく、無みするわけでもない。フラットな視線で『白虎通』に接するというのが、王符のスタンスであると思われる。池田が取り上げた許慎・応劭・蔡邕とは違った立場の思想家として、『白虎通』受容史に王符を位置付けることが可能になる。②③

次に、王符の具体的な批判の対象者について検討する。それははじめに述べたように、「鄧騭専権」状態、具体的には外戚鄧氏一族およびその周辺の官僚たちであったと思われるが、封侯という点に関しては、外戚鄧氏が列侯に封建されていたという事実、さらに後漢建国の大功臣たる鄧禹に賜われた列侯爵を継ぎ続けたという事実が重要であったと思われる。次章では、その点を『白虎通』の外戚優遇という視座から解きほぐしていくこととしたい。

### 三、批判の対象者

先に述べたように、『白虎通』は外戚封建を承認している。この点を王符は受け入れなかったわけであるが、それは実際、章帝期までの後漢の伝統を考えると、正しいことであった。『後漢書』本紀二 明帝紀 永平十八年条に、

【本文】帝建武の制度を遵奉し、敢へて違ふ者無し。後宮の家、侯に封ぜられ政に与るを得ず。

【李賢注】東觀記に曰く、「光武 前代の権臣 太だ盛んにして、外戚 政に与り、上は明主を濁し、下は臣子を危ふくするを閔傷すれば、后族たる陰・郭の家 九卿に過ぎず、親属の榮位 許・史・王氏の半ばにも及ぶこと能はず」と。<sup>24)</sup>

とあるように、明帝は光武帝の制度を引継ぎ、外戚家を封建することも政治に關与させることもしなかった。具体的に光武帝は、陰氏も郭氏も九卿より上には任命せず、外戚親族の良い官位に至ったものは、前漢の外戚である許氏・史氏・王氏の半分にも満たなかったという。この光武帝の姿勢を明帝は堅持し、兩帝の在位時には外戚の跋扈は起こらなかった。すなわち、王符が外戚封建を批判するのは、後漢の伝統としては間違ひではなかった。『白虎通』が外戚に甘く作られている要因は、臨決した時の三代皇帝、章帝にあったのである。『後漢書』本紀十上 皇后 明德馬皇后紀に、

帝 詔を省て悲歎し、復た重ねて請ひて曰く、「漢 興りてより、舅氏の侯に封ぜらるるは、猶ほ皇子の王と為るがごときなり。太后 誠に謙虚を存ふも、奈何ぞ臣をして独り恩を三舅に加へざらしめんや。且つ衛尉は年 尊く、兩校尉は大病有り、如し不諱ならしめば、臣をして長く刻骨の恨を抱かしめん。宜しく吉時に及ぶべし、稽留す可からず」と。<sup>25)</sup>

とあり、漢が興隆してから、舅氏（母方のおじ）が列侯に封建されるのは、皇子が王となるように当然のことであるという。少なくとも光武帝・明帝期はそうではなかったわけであるが、章帝は前漢の

ことを念頭において右のように言っているであろう。この章帝の馬太后に対する請願は、即位直後の建初元（七六）年に行われ、馬太后に却下されたものの、建初四（七九）年四月には実際におじてある馬廖・馬防・馬光は列侯に封建されている。『白虎通』はこの年の十一月に成っているから、南部英彦が言うように、裁定者である章帝の意向が強く反映されたものであることは容易に想像されよう。<sup>26)</sup>

右によれば、後漢の伝統からは外れているけれども、章帝の意向が反映された結果、『白虎通』は外戚に対して非常に寛容な内容になっていった。この点に王符が『白虎通』に対してフラットに接した原因の一つがあると考えられる。なぜなら、王符は「考績黜刺九錫三削の義」に関しては明らかに『白虎通』の内容を引き受けているのに、三式篇の冒頭では外戚封建を批判しており、『白虎通』の外戚封建容認という面に関しては、全く受け入れていなかったと思われるためである。そして、王符がそのように考えた原因は、後漢における鄧氏一族のあり方に存在した。まず彼らは王符が三式篇の中で述べていた「祖考の位を食む」者であったし、そしてさらに、「白馬の盟から外れた外戚の封建」された者たちであった。以下行論の都合上、先に「祖考の位を食む」という点について言及し、その後「白馬の盟から外れた外戚の封建」について検討する。

鄧氏は、後漢第一の功臣である鄧禹を祖先にもつ「祖考の位を食む」ものであった。ただし、鄧鷲に関しては単純に鄧禹直系子孫と言えるわけではない（つまり鄧禹の列侯爵を継げる存在ではない）ので、詳しく見ていこう。

鄧禹が高密侯に封建されたのち、列侯爵は「二世」鄧震「三世」



鄧乾「四世」鄧成「五世」鄧褒「六世」鄧某と「二世」鄧震期に一時国絶されながらも、復家されその後、後漢一代を通じて高密侯を保った。しかし鄧鷺は鄧禹直系子孫ではない。鄧鷺は鄧禹の第六子である鄧訓の長子である。ただし、鄧訓はその娘が和帝の皇后となつたことにより、元興元（一〇五）年、追封されて平寿敬侯となつてゐる。重要なことなので述べるが、平寿は北海国にあり、高密侯国は「二世」鄧震期に分封され、高密国・夷安侯国・昌安侯国となつてゐた。つまり、平寿も併せれば、北海国における四つの県が列侯国として鄧氏に占有されてゐたことになる。次に、「外戚諸侯」という点に着目すると、以下のような事実が存在する。

永初元年、鷺を上蔡侯に封じ、惺を葉侯とし、弘を西平侯とし、閻を西華侯とし、食邑各々万戸たり。鷺定策の功を以て、邑を増すこと三千戸。鷺ら辞讓して獲らず、遂に使者より逃避し、闕にしほ間びて闕に詣り、上疏して自ら陳べて曰く、…太后聴かず。鷺頻りに上疏し、五たび六たびに至り、乃ち之を許す（『後漢書』列伝六 鄧禹伝附鄧鷺伝<sup>27</sup>）。

永初元（一〇七）年の段階で、鄧太后は鄧鷺を上蔡侯、鄧惺を葉侯、鄧弘を西平侯、鄧閻を西華侯に封建しようとしている。これは鄧鷺らが受けず、拒否の上疏を繰り返したため、沙汰止みとなった。とはいえ、結局以下のような状態になる。

元初二年、弘卒す。太后齊衰を服し、帝は緦麻、並びに其の第に宿幸す。弘少くして欧陽尚書を治め、帝に禁中に授け、

諸儒之に帰附するもの多し。初め疾病し、遺言すらく悉く常服を以てし、錦衣玉匣を用てするを得ざれと。有司奏すらく弘に驃騎將軍・位特進を贈り、西平侯に封ぜんことをと。太后弘の意を追思し、位と衣服を加贈せず。但だ錢千万、布万匹を賜はんとするも、鷺ら復た辞して受けず。大鴻臚に詔して節を持し、弘の殯に即きて子の広徳を封じて西平侯と為さしむ。將に葬らんとするに、有司復た奏すらく五宮の輕車騎士を発し、礼儀霍光の故事の如くせんことをと。太后皆聴かず、但だ白蓋双騎もて、門生輓み送る。後に帝師の重きを以て、西平の都郷を分ちて広徳の弟たる甫徳を封じて都郷侯と為す。四年、又京の子たる黄門侍郎の珍を封じて陽安侯と為し、邑三千五百戸たり。五年、惺・閻相繼ぎて並びに卒し、皆遺言すらく薄葬し、爵贈を受けざらんと。太后並びに之に従ふ。乃ち惺の子たる広宗を封じて葉侯と為し、閻の子たる忠を西華侯と為す（『後漢書』列伝六 鄧禹伝附鄧鷺伝<sup>28</sup>）。

傍線部をみればわかるように、前段にみえる鄧鷺らの辞讓にも関わらず、永初元年に西平侯に封建されるはずであった鄧弘の死後、子である鄧廣徳が西平侯に封建されているし、鄧惺や鄧閻の死後その子らの鄧廣宗・鄧忠らがそれぞれ本来父親の封建されるはずであった場所に列侯として封建されている。

上記してきた事実は次のようにまとめることができよう。後漢建国第一の功臣である鄧禹が封建された高密侯は六世まで受け継がれ、基本的に後漢一代を通じて家を保った。また、二世鄧震期に高密国は分封され夷安国・昌安侯国となり、それぞれ鄧禹の子が封建

された。これらは王符が批判していた「祖考の位を食む」という点に合致する。また、三式篇の篇頭に挙げられた「白馬の盟から外れた外戚の封建」については、和帝期に鄧騭の父である鄧訓は追封されて平寿敬侯となったことに加え、右に述べた通りその他にも「外戚」鄧氏一族はしっかりと封建されている。つまり鄧氏は、「祖考の位を食む」・「白馬の盟から外れた外戚の封建」そのどちらにも合致する存在であった。これをみれば、封侯に関する王符の主要な批判対象が鄧騭をはじめとした鄧氏一族であることがわかる。要するに、三式篇の二式までの封侯に関する記述は、王符の眼前に存在した鄧氏一族を対象にしたものであると思われるのである。

#### 四、おわりに

以上王符の封侯観について検討してきた。王符は封侯に関して、「祖考の位を食む」・「白馬の盟から外れた外戚の封建」の二つの存在形態を批判し、有徳の象徴である三公を封建すること、諸侯の功績を審査する義として「考績黜刺九錫三削の義」があるのだと主張する。この「考績黜刺九錫三削の義」は、『白虎通』攷黜篇に具体的内容が備わっており、王符がかくあるべしと捉える道理であったことが伺える。ただしこれだけだと『白虎通』の記述内容をすべて引き受けているように見えるが、実際はそうではなかった。彼は外戚の封建を認めないためである。これにより、『白虎通』受容史研究における王符の位置づけは、金科玉条と仰ぐわけでもなく、かといって無みするわけでもないフラットな立場を取っていたとした。そして最後に、封侯という観点から具体的批判対象である鄧氏一族

について検討を加え、王符の批判した「祖考の位を食む」・「白馬の盟から外れた外戚の封建」の二つの存在形態がしっかりと当てはまる、すなわち、『潜夫論』三式篇における「一式」・「二式」における批判対象は、鄧氏を指していたことを指摘した。

本稿は、三式篇のみの検討にとどまったが、実は『潜夫論』には他にも『白虎通』の影響を受けている可能性のある箇所が存在する。また、注(24)でも述べたように、その他の思想家についても、丹念に考究していく必要があるだろう。それについては、次稿以降の課題とし、本稿を閉じることとした。

#### 注

(1) 『潜夫論』の底本には、汪継培箋・彭鐸校正『潜夫論箋校正』(中華書局、一九八五年)を用いた。なお、字を改めた箇所があれば、それについては慣例に従い表記している。ただし字体を簡便にしている場合がある。また、本稿で正史を引く場合は、すべて中華書局本を底本としている。こちらも字体を簡便にしている場合がある。

(2) 王符の基本思想を把握するために重要な研究としては、日原利国『漢代思想の研究』第二部第五章「王符の法思想」(研文出版、一九八六年、三二一～三四七頁)・田中麻紗巳『後漢思想の探究』第三章「王符の思想」(研文出版、二〇〇三年、一一三～一四五頁)を参照。また、王符思想にみえる儒と法の解釈については、渡部東一郎『後漢における儒と法——王符と崔寔を手掛かりに』(『集刊東洋学』七八号、一九九七年)・渡部東一郎「王符における徳治と法治、及び法治正当化の論理について」(『紀要(郡山女子大学)』五一号、二〇一五年)を参照。王符の人間観を語る上で重要と思われる「心」の問題については、矢野野隆男「王符の学問論と『潜夫』の立場と」(『中国研究集刊』二四、一九九九年)

- を参照。
- (3) 拙稿「国は賢を以て興る——『潜夫論』における唯才主義と賢人観から唯才主義へ——」、『早稲田大学文学研究紀要』六三、二〇一八年）を参照。なお先行研究には、王符の批判の矛先について具体的に対象を示さないもの、また梁冀だとする研究があるが首肯できない。その理由については前掲拙稿を参照していただきたいが、簡単に述べると拙稿の見解以外だと「永初の乱」における政府の対応のまずさを批判した三篇（救辺・辺議・実辺）の存在、また考績篇の「聖漢踐祚、載祀四八（漢が起こつてから三二〇年は元初元（一〇四）年であり鄧氏専横期である）」の記述が解釈できない。
- (4) 高祖定漢、与群臣約、自非劉氏不得王、非有武功不得侯。孝文皇帝始封外祖、因為典式、行之至今。孝武皇帝封爵丞相、以褒有德。後亦承之、建武乃絶。
- (5) 先是、漢常以列侯為丞相、唯弘無爵、上於是下詔曰、……其以高成之平津郷戸六百五十封丞相弘為平津侯。其後以為故事、至丞相封、自弘始也。
- (6) 易曰、鼎折足、覆公餗、其刑渥。凶。此言公不勝任、則有渥刑也。是故三公在三載之後、宜明考績黜刺、簡練其材。其有稷・契・伯夷・申伯・仲山甫政治之效者、封以列侯、令受南土八蛮之賜。其戸祿素餐、無進治之效、無忠善之言者、使從渥刑。是則所謂明德慎罰而簡練能否之術也。誠如此、則三公競思其職而百寮急竭其忠矣。
- (7) 先王之制、繼体立諸侯、以象賢也。子孫雖有食旧德之義、然封疆立国、不為諸侯、張官置吏、不為大夫。必有功於民、乃得保位、故有考績黜刺九錫三削之義。詩云、彼君子兮、不素餐兮。由此觀之、未有得無功而祿者也。当今列侯、率皆襲先人之爵、因祖考之位、其身無功於漢、無德於民、專国南面、臥食重祿、下殫百姓、富有国家。此素餐之甚者也。孝武皇帝患其如此、乃令耐金以黜之、而益多怨。
- (8) 今列侯年并以來、宜皆試補長吏墨綬以上、関内侯補黃綬、以信其志、以旌其能。其有韓侯・邵虎之德、上有功於天子、下有益於百姓、則稍遷位益土、以彰有德。其懷姦藏惡尤無狀者、削土奪国、以明好惡。
- (9) 『潜夫論箋校正』注に従い訳出は「誠」ではなく「試」で行った。
- (10) 是誠封三公以旌積德、試列侯以除素餐、上合建侯之義、下合黜刺之法。賢材任職、則上下蒙福、素餐委国、位無凶人。誠如此、則諸侯必内思制行而助国矣。今則不然、有功不賞、無德不削、甚非勸善懲惡、誘進忠賢、移風易俗之法術也。
- (11) 『白虎通』の底本は『白虎通疏証』（中華書局、一九九四年）を使用する。ただし字体を簡便にしている場合がある。
- (12) 王者主三公・九卿・二十七大夫、足以教道照幽隱、必復封諸侯何。重民之至也。善惡比而易知、挾賢而封之、使治其民、以著其德、極其才。上以尊天子、備蕃輔、下以子養百姓、施行其道、開賢者之路、謙不自專。故列土封賢、因而象之、象賢重民也。
- (13) 王符の思想の中で賢者は最重要視された。それについては前掲拙稿ならびに劉文英『王符評伝』（南京大学出版社、一九九三年）を参照。
- (14) 王者即位、先封賢者、憂民之急也。故列土為疆非為諸侯、張官設府非為卿大夫、皆為民也。易曰、利建侯。此言因所利故立之。……天下太平乃封親属者、示不私也。即不私封之何。普天之下、莫非王土、率土之賓、莫非王臣。海内之衆已尽得使之、不忍使親属無短足之居、一人（人）使封之、親親之義也。以尚書封康叔、抛平安也。王者始起、封諸父昆弟、示与己共財之義、故可以共土也。一説諸父不得封諸侯（二十国）厚有功、象賢以為民也。賢者子孫類多賢。
- (15) 「親親」というのは、本来外戚封建を正当化する論理とはなりえない。基本的に「親親」は、日原利国『春秋公羊伝の研究』第四章「人倫道德」（創文社、一九七六年、一七四～一七五頁）にいうように、家ないし宗族の間の徳義である。しかし、東晋次『後漢時代の政治と社会』終章

「後漢時代の政治と社会」(名古屋大学出版会、一九九五年、三三四～三三五頁)が述べる通り、外戚に対する尊重が「親親の義」により行われたことが分かる記述も存在する。『後漢書』列伝二十四梁竦伝に、「酺対曰、春秋之義、母以子貴。漢興以來、母氏莫不隆顯、臣愚以為宜上尊号、追慰聖靈、存録諸舅、以明親親」とあり、また、「於是追尊恭懷皇后。其冬、制詔三公・大鴻臚曰、夫孝莫大於尊尊親親、其義一也。詩云、父兮生我、母兮鞠我、撫我畜我、長我育我、顧我復我、出入腹我。欲報之德、昊天罔極。朕不敢興事、覽于前世。太宗・中宗、寔有旧典、追命外祖、以篤親親」とある。さらに、『漢書』卷六十七梅福伝に、「漢興以來、社稷三危。呂・霍・上官皆母后之家也、親親之道、全之為右、当与之賢師良傳、教以忠孝之道」ともある。東の「親親」に関する所論を批判した渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』第五章「外戚」(雄山閣、一九九五年、二九七頁)も親親の義により、外戚が列侯に封建されること自体は認めている。すなわち、この箇所の規定は、同姓王や同姓侯のみを指すわけではないと考えてよい。

そもそも、『白虎通』という書物自体、外戚に対してかなり寛容である。例えば次のような記述がある。

妻の父母は削らず、己の昆弟は削るも黜せざるは何ぞや。賢能を以て之を得るに非ざればなり(攷黜篇)。

妻の父母は削らず、己の昆弟は削るも黜けないのは、彼らは賢能であることにより、諸侯となっているのではないからであるという。妻の父母はもちろん外戚を指すから、外戚に対して如何に甘いのか理解できよう。前掲渡邊著書・二九九～三〇〇頁によれば、後漢の外戚再生産の正統性は『白虎通』により保証されており、特に嫡妻の父母を二王の後・夷狄とならんで王者が「臣とせざるの所」として高く位置

付けていることから、後漢時代の外戚の権力行使は正当化されていたという。

(16) 何以言諸侯繼世以立。諸侯、象賢也。大夫不世位何。股肱之臣、任事者也(攷黜篇)。

(17) 諸侯所以考黜何。王者所以勉賢抑惡、重民之至也。尚書曰、三載考績、三考黜陟。

(18) 所以三歲一考績何。三年有成、故于是賞有功、黜不肖。尚書曰、三載考績、三考黜陟。何以知始考輒黜之。尚書曰、三年一考、少黜以地。書所以言三考黜陟者、謂爵土異也。小国考之有功、增土進爵、後考無功削黜、後考有功、上而賜之矣。五十里不過五賜而進爵士、七十里不過七賜而進爵士。能有小大、行有進退也。

(19) 礼説九錫、車馬・衣服・樂則・朱戸・納陛・虎賁・鈇鉞・弓矢・鉅鬯、皆隨其德、可行而次。能安民者賜車馬、能富民者賜衣服、能和民者賜樂則、民衆多者賜朱戸、能進善者賜納陛、能退惡者賜虎賁、能誅有罪者賜鈇鉞、能征不義者賜弓矢、孝道備者賜鉅鬯、以先後与施行之次自不相逾、相為本末然。安民然後富足、富足而後樂、樂而後衆、乃多賢、多賢乃能進善、進善乃能退惡、退惡乃能斷刑。內能正己、外能正人、内外行備、孝道乃生。能安民、故賜車馬、以著其功德、安其身。能使人富足衣食、倉廩實、故賜衣服、以彰其体。能使民和樂、故賜之樂則、以事其先也。礼曰、夫賜樂者、得以時王之樂事其宗廟也。

(20) 百里之侯、一削為七十里侯、再削為七十里伯、三削為寄公。七十里伯、一削為五十里伯、二削為五十里子、三削地尽。五十里子、一削為三十里子、再削為三十里男、三削地尽。五十里男、一削為三十里男、再削為三十里附庸、三削爵尽。所以至三削何。礼成於三、三而不改、雖反無益矣也。尚書曰、三考黜陟。

(21) 受命之王、致太平之主、美羣臣上下之功、故尽封之。及中興征伐、大功皆封、所以褒大功。盛德之士亦封之、所以尊有德也。以德封者、

必試之為附庸三年、有功、因而封之五十里。元士有功者、亦為附庸、世其位。大夫有功成封五十里。卿功成封七十里。公功成封百里。士有功德、遷為大夫。大夫有功德、遷為卿。卿有功德、遷為公、故爵主有德、封主有功也。

(22) 池田秀三『白虎通義』と後漢の學術(小南一郎編『中国古代礼制研究』京都大学人文科学研究所、一九九五年、二九二頁)。

(23) たとえば渡邊義浩のように、『白虎通』はその当時の後漢の現実を引き受けたものであり、また現実にも多大な影響を与えた書物だと主張する研究者もいる(前掲注(15) 渡邊著書『後漢における「儒教国家」の成立』汲古書院、二〇〇九年・『古典中国』の形成と王莽』汲古書院、二〇一九年など)。対して、井ノ口哲也「書評・渡邊義浩『後漢における「儒教国家」の成立』(『史学雑誌』一二〇一九、二〇〇九年)・『後漢経学研究序説』本編第三章「経義・経文の正定」(勉誠出版、二〇一五年、一四〇〜一四二頁)は、『白虎通』が後漢時代に果たして本当に有効であったのかという疑問を呈し、それほど意味を持たなかったという。本稿の検討を踏まえればだいたい安帝から順帝期に成立したとみられる『潜夫論』に『白虎通』が受容されていた可能性がみてとれる。ただし、井ノ口や前掲池田論文のいうように、『白虎通』が『白虎通』曰」という形で引用されていないことは確かであり(池田はそのような引用方式が取られないことが逆に『白虎通』の影響力を証明しているとするが)、本稿で『白虎通』は影響力を有していたという立場に与したからには、筆者が研究対象としている他の思想家でも同様の現象が起こっているのか、証明し続ける必要があるだろう。

(24) 【本文】帝遵奉建武制度、無敢違者。後宮之家、不得封侯与政。

【李賢注】東觀記曰、光武閔傷前代權臣太盛、外戚与政、上濁明主、下危臣子、后族陰、郭之家不過九卿、親属荣位不能及許・史・王氏之半耳。

(25) 帝省詔悲歎、復重請曰、漢興、舅氏之封侯、猶皇子之為王也。太后

誠存謙虛、奈何令臣独不加恩三舅乎。且衛尉年尊、兩校尉有大病、如令不諱、使臣長抱刻骨之恨。宜及吉時、不可稽留(『後漢書』本紀十上 皇后 明德馬皇后紀)。

(26) 南部英彦『白虎通』の國家構想の特質と『孝経』(『山口大学教育学部研究論叢』五一号、二〇〇一年、一二頁)。ただし南部は、建初二(七七)年に第五倫がおこなった「臣愚以為へらく貴戚は侯に封じて以て之を富ます可きも、当に職事もて以て之に任ずべからず。何となれば、繩するに法を以てすれば則ち恩を傷つけ、私するに親を以てすれば則ち憲に違ふ(『後漢書』本紀三 章帝紀 永平十八年条)」という批判を踏まえ、外戚を「臣とせず」というのは、外戚の権力行使正當化を指すのではなく、権力から遠ざける規定であるとし、これには「家事」と「王事」を折衷する意味が込められていたとする(一二・一七頁)。つまり氏は、『白虎通』を外戚擁護一辺倒ではないとみていると思われる。

(27) 永初元年、封鸞上蔡侯、惺葉侯、弘西平侯、闔西華侯、食邑各万户。鸞以定策功、增邑三千戸。鸞等辞讓不獲、遂逃避使者、問閔詣闕、上疏自陳曰、…太后不聽。鸞頻上疏、至於五六、乃許之。

(28) 元初二年、弘卒。太后服齊衰、帝(絲)(總)麻、並宿幸其第。弘少治歐陽尚書、授帝禁中、諸儒多歸附之。初疾病、遺言悉以常服、不得用錦衣玉匣。有司奏贈弘驃騎將軍・位特進、封西平侯。太后追思弘意、不加贈位衣服、但賜錢千万、布万匹、鸞等復辞不受。詔大鴻臚持節、即弘殯封子広徳為西平侯。將葬、有司復奏發五宮輕車騎士、礼儀如霍光故事。太后皆不聽、但白蓋双騎、門生輓送。後以帝師之重、分西平之都鄉封広徳弟甫徳為都郷侯。四年、又封京子黄門侍郎珍為陽安侯、邑三千五百戸。五年、惺、闔相繼並卒、皆遺言薄葬、不受爵贈。太后並從之。乃封惺子広宗為葉侯、闔子忠為西華侯。

(29) ただし、鄧氏も一枚岩ではなかったと思われる記述も存在する。『後

漢書』列伝六 鄧禹伝附鄧康伝に、

夷安侯珍の子たる康、少くして操行有り。兄の良封を襲ぐも、後無く、永初六年、康を紹封して夷安侯と為す。時に諸々の紹封せらるる者、皆故の国の半租を食むも、康、皇太后の戚属なるを以て、独り三分にして二を食み、侍祠侯を以て越騎校尉と為る。康、太后の久しく朝政に臨み、宗門の盛満なるを以て、数々長樂宮に上書して諫争すらく、「宜しく公室を崇び、自ら私権を損ずべし」と。言甚だ切至なり。太后、従はず。康、心に畏懼を懷き、永寧元年、遂に病と謝して朝せず。太后内侍する者をして之を問はしむ。時に宮人出入して、多く能く毀誉する所有り、其の中の蒼宿、皆中大人と称す。使ひする所は乃ち康の家の先の婢なるも、亦た自ら中大人に通ず。康、聞き、之を語りて曰く、「汝、我が家より出づるも、亦た敢へて爾するや」と。婢、怨み悲り、還りて康は疾と詐りて言は不遜なりと説く。太后、大いに怒り、遂に康の官を免じ、遣りて國に帰らしめ、属籍を絶つ。

とあるように、永初六年に紹封され夷安侯（高密侯から枝分かれしたもの）となったが、外戚であるにもかかわらず、臨朝制を敷いていた鄧太后に反発し、病と偽り朝廷に赴かなかつたことにより処罰を受けた國に帰らされ、属籍を絶たれた。平松明日香「後漢時代の太后臨朝とその側近勢力」『東洋史研究』七二―二、二〇一三年、一〇頁）によれば、「國に帰らされる」という措置は一種の刑罰であり、律令の規定に基づくものであつと思しいという。また、前掲東著書・九九―一〇〇頁によれば、「属籍を絶つ」は、宗室の親族の名稱から除くことを指すという。この二つの措置の内容・意義については、両氏の言う通りであると思われるが、ここで着目すべきは、鄧康は夷安國に帰らされ、属籍

を絶たれたかも知れないが、列侯爵は失われてないということである。鄧氏一族内でこのような処分があつたとしても、外からみれば結局既得権益は保持されたままであり、変化など何もなかつたと思われる。